

質問に対する回答書

業務名：高千穂町公設光ファイバー及び関連設備の民間譲渡事業

番号	項 目	質 問 内 容	回 答
1	仕様書 1-（1）整備方式	本事業は「公設既存設備活用・民設民営一部負担方式」による民間譲渡とされています。民間譲渡の対象となる既存設備について、資産価値や今後の維持管理コストを算定するため、各設備の名称、取得時期、取得価額、耐用年数、簿価をご教示いただけますでしょうか。	本町光ファイバー網及び関連設備の台帳を別途送付いたします。
2	仕様書 1-（2）整備後の運用方針	本事業における完全民間移行後は、維持管理費や機器更新費等を事業者が負担するとあります。将来的な通信・放送技術の高度化や大規模な設備更新、あるいは社会情勢の変化等に対応し、地域住民へ安定したサービスを長期的に提供し続ける観点から、必要に応じて貴町と事業者間で定期的な協議の機会を設けることは可能でしょうか。	民間移行後も本町が負担するランニングコストが生じることが想定されますし、今後光ファイバー網を利用したサービスにおいて民間事業者と連携し住民サービスの向上等を図りたいため、本町としても民間移行後も必要に応じて定期的な協議の機会を設けたいと考えております。
3	仕様書 1-（2）整備後の運用方針	令和9年4月1日～令和10年3月31日までの1年間は、町の設備を借りる「IRU 契約」での運営となります。この期間中、貴町に対して支払う「設備利用料（賃借料）」が発生しますでしょうか。	本町が負担する他の費用と相殺していただくことで、設備利用料（賃借料）が発生しないようにしたいと考えております。

4	仕様書 2 国の補助事業に係る要件	総務省の補助制度（高度無線環境整備推進事業とケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）を活用することが本事業の前提とされていますが、万が一、国の予算措置や審査等の事情により、当該補助金の申請が不採択となった場合、本事業のスキーム（民間移行のスケジュールや町と事業者の費用負担区分等）はどのように取り扱われる方針でしょうか。	総務省の補助制度（高度無線環境整備推進事業とケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）の申請が万が一不採択となった場合、本町の事業費負担が大幅に増加することが懸念されます。これにより、本町の民間譲渡事業の予算限度額を超えてしまう場合、民間譲渡事業の実施を見送ることも考えられます。
5	仕様書 3 民間譲渡に関する事業費	事業収支計画を策定するにあたり、現在貴町で提供されている各サービスの加入件数についてご教示いただきたく存じます。つきましては、直近のデータで構いますので、以下の利用パターン別加入件数をご教示いただけますでしょうか。 【利用パターン】 ※再送信：NHK 総合/NHKE テレ/UMK/MRT/テレビ高千穂を視聴されている形態を指します。 1. 再送信のみ：件 2. インターネットのみ：件 3. 固定電話のみ：件 4. 再送信 + インターネット + 固定電話：件 5. 再送信 + インターネット：件 6. 再送信 + 固定電話：件 7. インターネット + 固定電話：件	再送信サービスを利用している件数については、本町が光ファイバー網を構築した当初以降、利用件数の正確な台帳管理を行っていないため再送信サービスが関係する利用件数（1, 4, 5, 6）を示すことができません。 インターネット・固定電話の利用件数については、令和8年6月末時点で以下のとおりです。 2. インターネットのみ：747 件 3. 固定電話のみ：1,355 件 7. インターネット + 固定電話：1,851 件

6	実施要領 3- (4) 指名競争入札参加者の資格	「本町が発注する建設工事などの契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準などに関する要綱による指名停止措置を受けていないこと」とあります。本プロポーザルへの参加申請時点において、貴町における「建設工事等」の入札参加資格者名簿に事前登録されている必要がありますでしょうか。それとも過去に登録実績がなくても、現在指名停止措置を受けていなければ参加可能でしょうか。	本町における入札参加資格者名簿に登録されている必要があり、今回の民間譲渡事業における要件としては「役務」の区分に該当している必要があります。
---	--	---	---